主な変更箇所一覧表

※加筆修正点に下線を引いてあります。

頁	第6次推進計画(案)	第 5 次推進計画	変更の理由等
1	第1章 計画策定の趣旨等について	第1章 計画策定の趣旨等について	
	第1 計画策定の趣旨	第1 計画策定の趣旨	
	犯罪を未然に防止して地域・住民・事業者・	犯罪を未然に防止して地域・住民・事業者・	委員の意見を受けて、素案段階か
	<u>学校・</u> 行政・警察等が連携し	行政・警察等が連携し	ら「学校」を追加記載しました。
	第3 計画期間	第3 計画期間	
	令和4年度から令和8年度までの5年間	平成31年度から令和3年度(2019年度から2021	・他の政令市 <mark>を</mark> 調査したところ、計
		年度)までの3年間	画期間5年が半数を占めており、当
			市も計画期間を5年にし、見直しの
			必要があれば適時適切に対応する
			こととします。(別添「政令市にお
			ける推進計画年数」参照)
2	第2章 新潟市の犯罪の現状	第2章 新潟市の犯罪の現状	・令和2年までの犯罪統計データ
~			に更新したことに伴い各項目の解
1 4			説を修正しました。
	MAT CT. Met TIL Ste Htt. CO. VID. VIT.	Mr a set the set the and had	
	第7 特殊詐欺の状況	第7 特殊詐欺の状況	
	1 特殊詐欺とは 地方式に展示さればして地方	1 特殊詐欺の状況	てロよう白地をなるとしてが、休
	特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面	特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどしてだま	・手口が追加されたことに伴い、特
	することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込	し、指定した預貯金口座への振り込み、レターパック	殊詐欺の定義を修正しました。
	みその他の方法により,不特定多数の者から現金等を	や宅配便などでの送金、自宅まで現金を受け取りに来	委員の意見を受けて、素案段階の
	だまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見て	る等の方法により現金等をだまし取る手口の詐欺を	定義を修正しました。
	キャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。) の総称	いい、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金	以下項目をずらしています
	をいいます。	<u>詐欺」「還付金等詐欺」の『振り込め詐欺』と「金融</u>	
	これまでオレオレ詐欺など8類型に分類されてい	商品取引名目の詐欺」「ギャンブル必勝情報提供名目	

2	ましたが、令和2年1月1日から特殊詐欺の手口は、	の詐欺」「異性との交際あっせん名目の詐欺」等の『振	
~	「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」	り込め詐欺以外の特殊詐欺』を合わせたものをいいま	
1 4	「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」	<u> </u>	
	「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特		
	殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型に分		
	類されています。		
	第8 <u>薬物犯罪</u> の状況	第8 <u>危険ドラッグ</u> の状況	・危険ドラッグによる検挙が0に
	1 <u>薬物犯罪</u> とは	1 <u>危険ドラッグ</u> とは	なった反面、近年は高校生など若者
	2 <u>薬物犯罪</u> の <u>検挙</u> 状況	2 <u>危険ドラッグ</u> の <u>認知</u> 状況	が大麻で検挙されるなど薬物が蔓
			延していることから、薬物犯罪と
			し、定義等を修正しました。
	第9 ネット上における犯罪	第9 ネット上における犯罪	
	1 サイバー犯罪とは		
	サイバー犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通		・市民の皆様が理解しやすいよう
	信技術を悪用した犯罪の総称で… (以下省略)		サイバー犯罪の定義を追加しまし
	2 サイバー犯罪の検挙状況	1 サイバー犯罪の検挙状況	た。以下項目をずらしました。
1 7	第3章 各区における犯罪の現状	第3章 各区における犯罪の現状	・令和2年までの犯罪統計データ
~			に更新したことに伴い各項目の解
3 3			説を修正しました。
	第1 新潟市の人口・高齢化率		・各区の重点取り組み事項などに
	1 新潟市の人口		高齢化率の記載があるため、市の人
	2 新潟市の高齢化率		口・高齢化率を追加記載します。
			以下項目をずらしています。

3 4	第4章 重点取り組み事項	第4章 重点取り組み事項	
~	第2 各区の重点取り組み事項	第2 各区の重点取り組み事項	・最新の各区の特徴を踏まえた取
3 6			り組みに変更しました。
3 7	第5章 計画の内容	第5章 計画の内容	・令和2年までの犯罪統計データ
~			に更新したことに伴い各項目の解
4 4			説を修正しました。
			・庁内の関係各課の意見を踏まえ、
			市の取り組みとしてより適切な文
			言に変更し、具体的な内容を記載し
			ました。
	第1 防犯意識の高いひとづくり	第1 防犯意識の高いひとづくり	
	3 子どもへの教育	3 子どもへの教育	
	(3)地域における教育	(3)地域における教育	・委員の意見を受けて、素案段階か
	子どもの非行防止を図るため,ホームページや	子どもの非行及び犯罪被害を防止し,健全育成	ら具体的な対応を追加記載しまし
	講習会等を通じて市民の青少年健全育成への意	を図るため、街頭育成活動を行います。	た。
	識を高めるとともに、街頭育成活動を行います。		
	第2 防犯力の高い地域社会づくり	第2 防犯力の高い地域社会づくり	
	3 防犯上の配慮を要する者の安全確保	3 防犯上の配慮を要する者の安全確保	
	(3) 高齢者の安全対策	(3) 高齢者の安全対策	
	ウ 高齢者虐待の未然防止のため,市民への意識	ウ 高齢者虐待を防止するため,関係機関と連携	・庁内の関係各課の意見を踏まえ、
	啓発や関係機関との連携を推進するとともに,	を強化するとともに,虐待の早期発見・対応,	市の取り組みとしてより適切な文
	虐待の早期発見,早期対応,再発防止に努めま	再発防止に努めます。_	言に変更しました。
	<u>す。</u>		
	エ 高齢者の犯罪被害や虐待の背景には,認知症		・委員の意見を受けて、素案段階か
	への理解不足もあると考えられることから,認		ら認知症への理解の普及などを
	知症への正しい理解の普及と,相談窓口の周知		「エ」として追加記載しました。
	に努めます。		

- 4 犯罪被害者等に対する支援
- (1) 相談・支援体制の強化
 - ア 犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を 設置し、庁内関係所属・関係機関等との連絡調 整を図り、犯罪被害者等からの相談対応、支援 に関する情報提供を実施します。
 - イ 犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議を 設置し、犯罪被害者等支援施策に関する情報を 共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的 な支援を効果的に推進します。
- (2) 犯罪被害者等のニーズに応じた支援 犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる 経済的な負担を軽減できるよう見舞金を支給す るほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医 療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援を実
- 施します。 (3) 広報及び啓発

犯罪被害者等の置かれた立場を理解してもら うため、犯罪被害者等基本法で定め「犯罪被害者 週間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める 「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活 動を行います。

- (4) 関係機関・団体との連携及び協力
 - ア 犯罪被害者等の支援にあっては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。
 - <u>イ 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援し</u> ます。

- 4 犯罪被害者等に対する支援
- (1) 犯罪被害者等のおかれた立場を理解しても らうため、犯罪被害は等基本法で定める「犯罪 被害者週間」等を活用して啓発活動を行いま す。
- (2) ドメスティック・バイオレンス (DV) やス トーカー事案の被害者に対する支援を行いま す。
- (3) 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援し ます。
- (4) 犯罪被害者等の支援にあっては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関と の連携を図ります。

・新潟県犯罪被害者等支援条例が 施行され、市でも見舞金制度が創設 されるなどしており、記載内容を充 実させました。

45 第6章 目標

 \sim

第1 重点目標

- 46 1 新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進
 - ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度 128 回(各区 16 回)
 - 2 防犯講習会開催数

防犯講習会目標回数

一般対象30 回子ども対象20 回子どもの体験型安全教室106 回

市全体

(参考欄)

防犯講習会開催数

第2 その他の目標

1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数 各区における目標登録数

156 回

 北区
 21 団体
 秋葉区
 15 団体

 東区
 51 団体
 南区
 11 団体

 中央区
 58 団体
 西区
 46 団体

 江南区
 29 団体
 西蒲区
 14 団体

 市全体
 245 団体

第6章 目標

第1 重点目標

- 1 新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進 │受けた令和2年度を除き達成して
 - ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度 104 回(各区 13 回)
- 2 防犯講習会開催数

防犯講習会目標回数

一般対象35 回子ども対象15 回子どもの体験型安全教室106 回市全体156 回

(参考欄)

防犯講習会申込数

第2 その他の目標

1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数 各区における目標登録数

 北区
 17 団体
 秋葉区
 14 団体

 東区
 37 団体
 南区
 10 団体

 中央区
 55 団体
 西区
 37 団体

 江南区
 22 団体
 西蒲区
 13 団体

市全体 205 団体

・第5次の目標はコロナの影響を受けた令和2年度を除き達成しており、令和元年度は123回実施しています。市全体で128回に目標設定し各区3回ずつ目標回数を増やしました。

・過去3年間の実績は目標を達成していないため、総数は現状維持したまま、個別の回数を調整。

・文言の変更。

・現在の登録団体数を基に各区の目標登録数を見直しました。

			T
2 青色回転灯装備車委嘱団体数	2	青色回転灯装備車委嘱団体数	・目標団体数を達成できていない
各区における <u>目標団体数</u>		各区における <u>青色回転灯装備車委嘱団体数</u>	ことから、市全体の目標団体数を据
北区 <u>12 団体</u>		北区 <u>10 団体</u>	え置きとした。現在の登録団体数よ
東区 <u>2 団体</u>		東区 1団体	り 1 団体程度増やすことを各区の
中央区 2団体		中央区 2団体	目標とし、各区の目標団体数を変更
江南区 1団体		江南区 1団体	しました。
秋葉区 <u>3 団体</u>		秋葉区 <u>4 団体</u>	
南区 <u>1 団体</u>		南区 2団体	
西区 2团体		西区 3団体	
西蒲区 1団体		西蒲区 1団体	
区合計 24 団体		区合計 24団体	